

## 弁護士法人 A K 法律事務所 弁護士報酬基準抜粋

### 弁護士報酬の種類

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいいます。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。
着手金	事件又は法律事務（以下「事件等」といいます。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時にいただく委任事務処理の対価をいいます。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じていただく委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件などについての委任事務処理の対価をいいます。
タイムチャージ	各弁護士における、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその委任事務処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額によって算出される委任事務処理の対価をいいます。
	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
日当	弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいいます。

### 法律相談料

個人（事業に関する相談を除きます。）	初回無料 2回目以降30分ごとに5000円
個人（事案が特に複雑、特殊な事情があるとき。）	30分ごとに5000円以上 25000円以下
法人または事業者（個人の事業に関する相談も含みます。）	30分ごとに5000円以上 25000円以下

### 書面による鑑定

基本	20万円以上30万円以下
特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

### 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の部分	8%	16%
金300万円を超え、3000万円以下の部分	5%	10%
金3000万円を超え、3億円以下の部分	3%	6%
3億円を越える部分	2%	4%

ただし、着手金の最低額を10万円といたします。

### 契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の部分	2%	4%
金300万円を超え、3000万円以下の部分	1%	2%
金3000万円を超え、3億円以下の部分	0.5%	1%
3億円を越える部分	0.3%	0.6%

ただし、着手金の最低額を10万円といたします。

### 裁判上の手数料

証拠保全 （本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができるものとします。）	基本	20万円に訴訟事件等の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解 （本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求いたしません。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 10万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.5% 3億円を越える部分 0.3%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第18条又は第22条ないし第24条の各規定により算定された額
公示催告	即決和解の示談交渉を要しない場合と同額	
倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

### 裁判外の手数料

法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万円以上20万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成、定型	経済的利益の額が1千万円未満のもの	10万円	
	経済的利益の額が1千万円以上1億円未満のもの	20万円	
	経済的利益の額が1億円以上のもの	30万円以上	
契約書及びこれに準ずる書類の作成、非定型	基本	300万円以下の部分	10万円
		300万円を超え3千万円以下の部分	1%
		3千万円を超え3億円以下の部分	0.3%
		3億円を超える部分	0.1%
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書及びこれに準ずる書類の作成	公正証書にする場合	上の手数料に3万円を加算	
内容証明郵便作成	基本	3万円以上5万円以下	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
会社設立 増減資 合併 分割 組織変更 通常清算設立等	資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて右により算出された額。	1千万円以下の部分	4%
		1千万円を超え2千万円以下の部分	3%
		2千万円を超え1億円以下の部分	2%
		1億円を超え2億円以下の部分	1%
		2億円を超え20億円以下の部分	0.5%
		20億円を超える部分	0.3%
会社設立等以外の登記等	申請手続	基本	1件5万円
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続	1通につき千円	
株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会等準備も指導する場合	50万円以上	
現物出資証明	1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮して、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができるものとします。		

### 時間制報酬

タイムチャージ	1時間あたり2万5千円以上
---------	---------------

### 顧問料

事業者	月あたり作業量の目安：3時間	月額5万円以上
	月あたり作業量の目安：8時間	月額10万円以上
非事業者	年額6万円（月額6千円）以上	

### 日当

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万円以上5万円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万円以上10万円以下